

私たちのくらし
～浜益村が合併しないとしたら～

平成16年9月

浜 益 村

注:この資料は「住民説明会」で使用しますので、説明会参加の際は忘れずにご持参ください。

※住民説明会の日程は最終面にあります。

はじめに	1
1 将来の人口推計	2
2 財政の現況	3
(1) 過去5年間の決算状況	4
(2) 基金（貯金）	5
(3) 村債（借入金）	6
(4) 主な財政指標	7
3 現状のままの行政サービスを継続した場合の財政見通し	10
・推計の基本的な考え方	10
4 合併しない場合の行財政運営のあり方について	13
(1) 歳出の抑制	13
(2) 歳入の確保	17
〈参考〉行財政改革の進捗状況	19
(3) 特別会計について	20
① 簡易水道事業特別会計	20
② 国民健康保険事業特別会計	21
③ 国民健康保険診療所特別会計	21
5 10年間の財政推計（単独2次）	22
6 収支バランスについて	23
7 懸案事項について	24
おわりに	25

はじめに

21世紀を迎えて地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化の急速な進行等により大きく変化しています。国と地方の財政は長引く景気の低迷により、長期債務残高が合わせて約700兆円にも達し、極めて厳しい状況にあります。

これまで浜益村は、国からの地方交付税や補助金に大きく依存し、また、貯金の取りくずしや地方債の発行などで財政運営をしてきましたが、今後は、人口の減少や少子・高齢化が進行し、さらに、国が進める「三位一体改革」により「地方交付税の大幅な削減」、「国庫補助・負担金の削減」等により財政環境は一層厳しくなり、将来の財政運営は極めて難しい局面を迎えることが予想されます。

こうしたことから、「浜益村が合併しないとしたら」について検討するにあたって、議会と行政による、「浜益村財政推計検討会議」を平成14年11月に設置しました。この浜益村財政推計検討会議では、将来の人口推計、財政の現況、現状のままでの行政サービスを継続した場合の財政見通し、合併しない場合の行財政運営のあり方（歳出の抑制・歳入の確保・特別会計）、10年後の財政推計（単独2次）、収支バランスなどについて延べ10回にわたり検討・協議をしました。

この「浜益村が合併しないとしたら」は、単独で行財政運営をしていくには、何が必要かをまとめております。

今後大いに議論を深めていただき、「合併する」「合併しない」を判断する場合の参考にしていただければ幸いです。

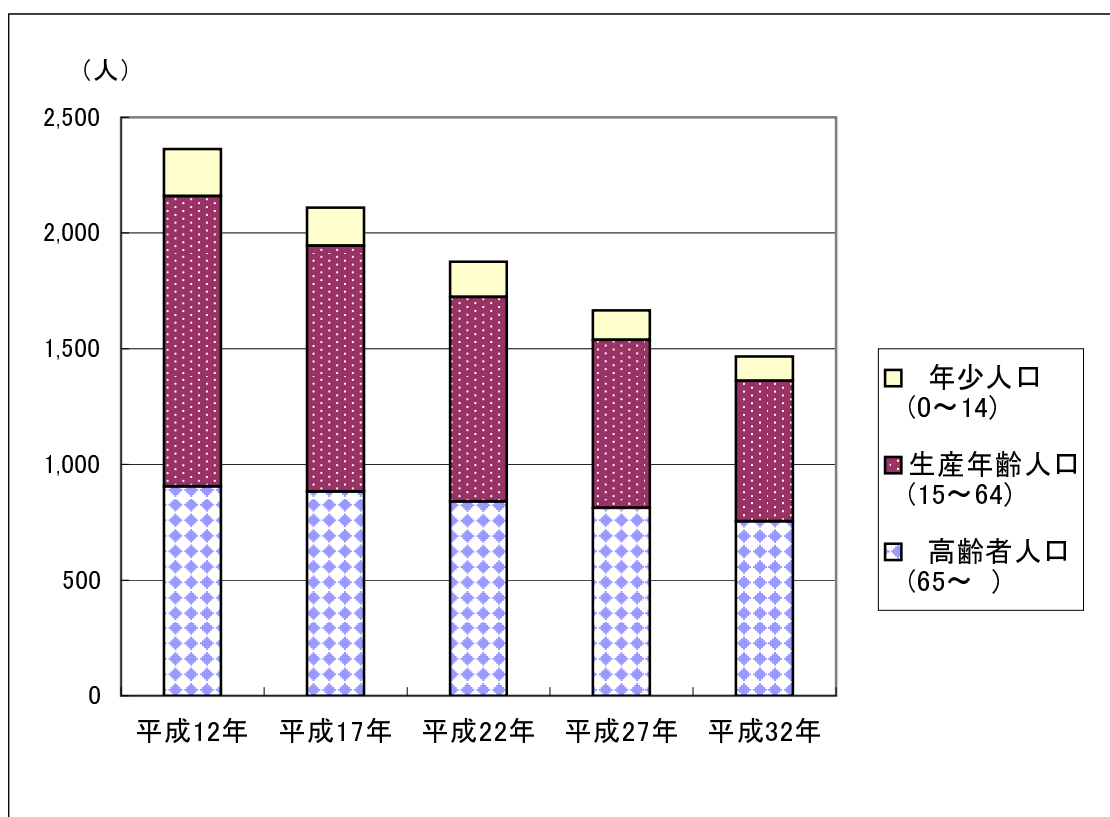
1 将来の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所が公表した浜益村の将来推計人口は、今後も減少傾向が続き、平成22年には、1,876人、平成27年には、1,666人と、2,000人を割ることが予測されています。

なお、高齢者人口比率は（65歳以上が人口に占める割合）、平成22年には、44.8%、平成27年には48.7%となります。一方、年少人口比率は（14歳以下が人口に占める割合）平成22年には、8.1%、平成27年には7.7%となります。

(単位:人)

年度 区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度
年少人口 (0~14)	203	165	152	128	105
生産年齢人口 (15~64)	1,255	1,063	884	726	607
高齢者人口(65~)	905	882	840	812	754
総数	2,363	2,110	1,876	1,666	1,466



※ 資料：国政調査、国立社会保障・人口問題研究所「小地域簡易将来人口推計」（人口予測）

2 財政の現況

村の財政は、村税をはじめとする自主財源に乏しく国から交付される地方交付税に大きく依存している構造となっています。

村はこれまで、基金（貯金）の取り崩しや村債（借入金）を活用しながら、産業の振興、生活環境の整備、高齢者福祉対策、医療や教育の充実など様々な分野にわたり住民生活の安定と福祉向上のための施策を推進してきました。

長引く景気の低迷により国の財政の悪化に伴う地方交付税の削減や村税など、毎年度経常的に収入される一般財源が減少し続けていることから、これまでに、水道料金をはじめ、各種使用料等の公共料金の引上げを行ったほか、議員報酬・特別職一般職員の給与等の削減、退職不補充による職員の削減、事務事業の見直しなど徹底した行政改革に取り組み、行政コストの縮減に努めています。

しかし、平成15年度に引き続き平成16年度も、国が進める「三位一体改革」の影響により地方交付税等が大幅に削減される見込みとなっており、村の財政は赤字転落の危機的状況にあると言えます。

平成16年度末で基金（貯金）は、ほとんど底をつき、従来、緊急を要する場合の補正財源としている前年度繰越金についても、本年度はそのほとんどを既に当初予算に計上しており、限られた財源の中で、村民が期待する行政サービスの継続はもはや限界となりつつあります。

地方交付税： 地方自治の観点から行政に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した「税金」で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。

そこで、本来地方の税収とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対し再配分しているのが「地方交付税」です。

地方交付税は、団体の自主性を尊重しつつ財政均衡化と財源保障の機能を果たせるよう制度的にも配慮されております。

このようなことから、「地方交付税」が決して単なる国からの交付金ではなく本来、地方公共団体が共有する固有財源であるということが言えます。

三位一体改革： 国からの国庫補助負担金と地方交付税を削減する代わりに地方へ税源移譲するという3つの改革を同時に進めることで、地方の裁量権を拡大し財政的に自立を促すことで、行政全体のスリム化を図る狙いがあります。

(1) 過去5年間の決算状況

普通会計における過去5年間の決算状況は次のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	金 額	割合	金 額	割合	金 額	割合	金 額	割合	金 額	割合
歳 入	3,144	100.0	3,152	100.0	2,730	100.0	3,057	100.0	2,252	100.0
村税	171	5.4	156	5.0	156	5.7	162	5.3	139	6.2
地方交付税等	1,797	57.2	1,767	56.1	1,665	61.0	1,539	50.3	1,470	65.3
普通交付税	1,570	—	1,537	—	1,368	—	1,168	—	1,070	—
臨時財政 対策債	—	—	—	—	78	—	163	—	220	—
特別交付税	227	—	230	—	219	—	208	—	180	—
国・道支出金	435	13.8	586	18.6	313	11.5	262	8.6	178	7.9
繰入金	124	4.0	141	4.5	144	5.3	161	5.3	103	4.6
財政調整 減債	13	—	13	—	49	—	18	—	52	—
その他	111	—	128	—	95	—	143	—	51	—
地方債	354	11.3	251	7.9	200	7.3	675	22.1	107	4.7
その他	263	8.3	251	7.9	252	9.2	258	8.4	255	11.3
歳 出	3,083	100.0	3,101	100.0	2,653	100.0	2,984	100.0	2,176	100.0
人件費	739	24.0	705	22.7	694	26.2	677	22.7	654	30.0
物件費	259	8.4	247	8.0	214	8.1	210	7.0	193	8.9
繰出金	197	6.4	255	8.2	217	8.2	188	6.3	181	8.3
公債費	496	16.1	490	15.8	508	19.1	489	16.4	463	21.3
補助費等	350	11.4	324	10.5	302	11.4	299	10.0	272	12.5
一部事務 組合	238	—	235	—	225	—	224	—	213	—
その他	112	—	89	—	77	—	75	—	59	—
普通建設 事業費等	807	26.2	973	31.4	603	3.1	1,012	33.9	283	13.0
その他	235	7.5	107	3.4	115	4.3	109	3.7	130	6.0
収 支	61		51		77		73		76	

資料:地方財政状況調査

- ・歳入のうち地方交付税等は減少傾向を示しており、基金からの繰入れは恒常的になっています。
- ・歳出では、総体的に減少傾向を示し、行政のスリム化が進んでいることを伺わせています。
- ・平成14年度は、特別養護老人ホーム等の建設に取り組んだことから地方債、普通建設事業費等が伸び、歳入、歳出も例年より増大しています。

(2) 基金（貯金）

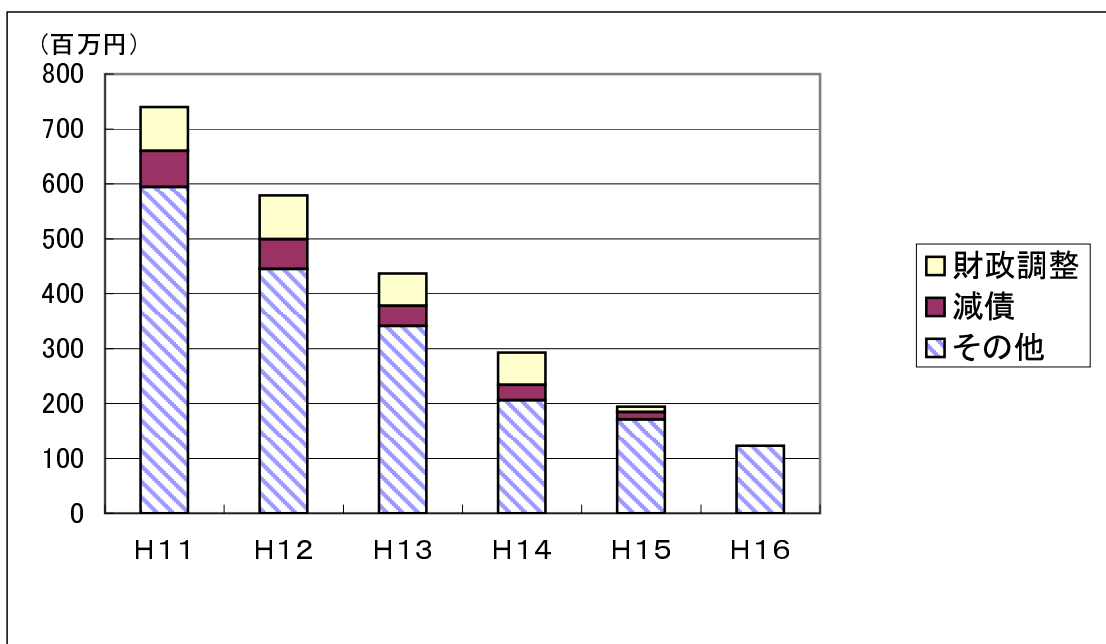
財政の余裕度を示す基金（貯金）は、平成15年度末で総額で約1億9,400万円とピーク時（平成4年度約14億1,500万円）の約7分の1弱となっています。このうち年度間の財政調整を行う財政調整基金と地方債（借金）の償還に充てる減債基金の残額は合わせて約2,300万円で、平成16年度当初予算の編成後は、残額ゼロとなっています。

基金残高の推移

(単位:百万円)

基金名 \ 年度末	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
財政調整基金	80	80	59	59	10	0
減債基金	66	54	37	28	13	0
その他	594	445	341	206	171	123
計	740	579	437	293	194	123

(その他の基金 : 地域振興基金、人材育成基金、のぞみ祝金、土地開発基金)



(3) 村債（借入金）

村の借入金残高は普通会計では、平成13年度から普通交付税の代替財源として借入れしている臨時財政対策債を除くと減少傾向を示しています。また、特別会計のうち簡易水道事業会計では、平成13年度から実施している配水管敷設替工事のための借入れにより増加傾向を示し、介護サービス事業特別会計では平成14年度に実施した特別養護老人ホーム等の建設のための借入れにより増加しています。

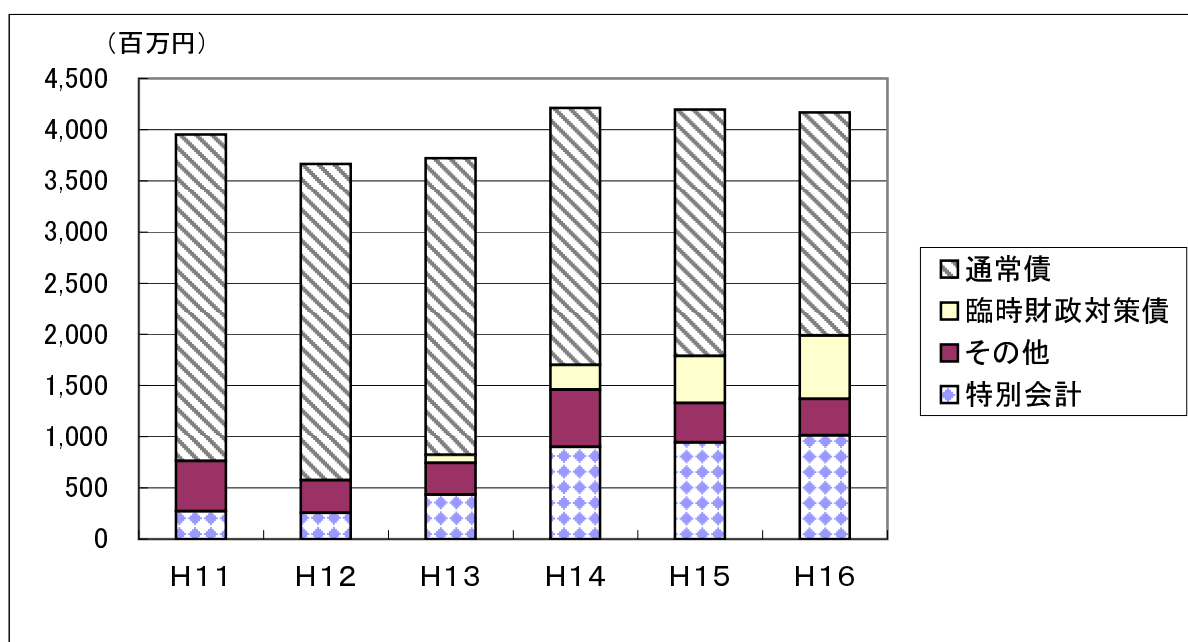
普通会計のうちの通常債及び特別会計分は、償還時に財源措置のある「過疎対策事業債」、「辺地対策事業債」が大部分を占めています。

また、臨時財政対策債は全額が償還時に財源措置されます。その他の村債も特例により、一部財源措置がされます。

村債残高の推移

(単位:百万円)

年度末		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
種 類							
普通 会 計	通常債	3,192	3,092	2,898	2,512	2,410	2,180
	臨時財政対策債	—	—	78	241	460	617
	その他	491	318	310	557	384	357
	小 計	3,683	3,410	3,286	3,310	3,254	3,154
特 別 会 計	簡易水道	247	238	422	467	511	581
	診療所	24	18	13	15	13	13
	介護サービス	—	—	—	420	420	420
	小 計	271	256	435	902	944	1,014
合 計		3,954	3,666	3,721	4,212	4,198	4,168

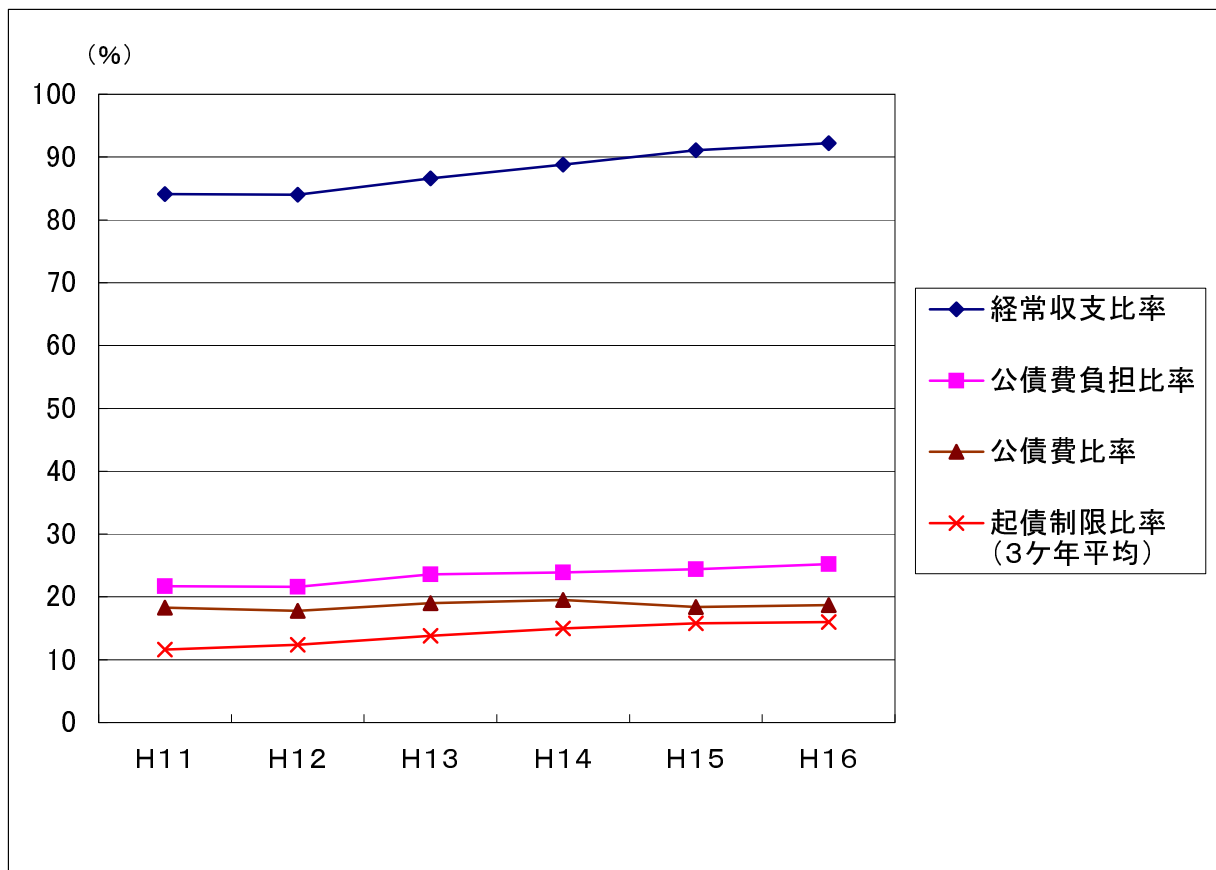


(4) 主な財政指標

村の財政の弾力性について、道内町村平均値と比べてみました。
指標は次のとおりとなっています。

(単位:%)

年度 区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成14年度 全道町村平均
経常収支比率	84.1	84.0	86.6	88.8	91.1	92.2	83.5
公債費負担比率	21.7	21.6	23.6	23.9	24.4	25.2	21.8
公債費比率	18.3	17.8	19.0	19.5	18.4	18.7	16.4
起債制限比率 (3ヶ年平均)	11.6	12.4	13.8	15.0	15.8	16.0	10.0



【 経常収支比率 】

「経常的支出（人件費、公債費、繰出金、経常的な物件費等）に充てられた「経常一般財源」の、実際の「経常一般財源収入」に対する比率で普通この比率が低いと財源に弾力性があり、高いと硬直しているとされています。

通常70～80%の範囲が望ましいと考えられるが、75%を超えるとその財政構造は弾力性を失いつつあると考えてよいとされています。

最近90%を超える団体が増加し、中には100%を超えることも珍しくなくなっているが、この比率が上昇することは政策の選択幅が狭まり時代の要請や新たに生じた需要に機動的に対応できなくなっていることを意味します。

本村の場合、平成7年度から、80%を超える状態が続き、平成12年度以降毎年、増加傾向で推移しています。平成14年度では、88.8%と全道町村平均83.5%を大きく上回っています。

【 公債費負担比率 】

借金の返済である「公債費に充てた一般財源」の「一般財源総額」に占める割合をみる指標で、15%を超えると警戒ラインで、20%を超えると財政運営がかなり厳しい状況であるといえます。

本村の場合、平成12年度より上昇し、平成14年度には、23.9%と全道町村平均21.8%を大きく上回っています。

【 公債費比率 】

借金の返済である「公債費に充てた一般財源」の「標準財政規模」に対する割合で、この比率が20%を超えると一部「起債」が制限されます。

本村の場合、平成14年度では、19.5%と全道町村平均16.4%を大きく上回っていますが、平成15年度では下降しています。

【 起債制限比率 】

起債は後年度負担となるので、その限度額をどこに求めるかが問題となります。

起債は一定の比率で制限され、一般的に「起債制限比率」の過去3ヶ年の平均が14%以上で警戒ラインといわれ、「公債費負担適正化計画」を策定するよう求められ、計画が承認されれば特別交付税により一部利子補給が行われます。

20%以上となると単独事業債の発行が制限され、30%以上では補助事業も含む地方債の発行が認められなくなることから、ほとんど事業ができない状態となります。

14%の警戒ラインとなったら、建設事業の抑制や繰り上げ償還などの健全化の努力が必要となります。

本村の場合、平成5年度から毎年上昇し続け、平成14年度では警戒ラインを超え15%に達し全道町村平均10.0%を大きく上回っています。

経常一般財源とは・・・毎年度連続して収入され、自由に使用できる財源で具体的には「村税」「地方譲与税」、地方交付税のうち「普通交付税」、「利子割交付金」、「地方消費税交付金」、「自動車取得交付金」、「地方特例交付金」、「交通安全対策交付金」のほか、経常的に収入される使用料、手数料のうち使途の特定されていないものをいいます。

標準財政規模とは・・・地方自治体の「経常的な一般財源収入の標準的な規模」を示すもので、一定の計算方式により算出されます。

起債とは・・・・・・・・村が資金調達のため、一会計年度を超えて負担する債務（借金）を起こすことをいいます。

公債費負担適正化計画とは・・・起債制限比率（3ヶ年平均）がおおむね14%以上で、自主的に、かつ計画的に公債費負担の適正化を図るために策定する計画をいいます。

3 現状のままの行政サービスを継続した場合の財政見通し

国の三位一体改革により、地方交付税が今後も削減されることが想定されています。

このような状況を踏まえ、現行のままの行政サービスや各種事務事業を継続した場合の10年後の財政見通しについて検討しました。

この結果、平成17年度以降赤字決算が続き、平成18年度には「赤字再建団体」となる可能性があります。

・現状のままのサービスを継続した場合の財政見通し

(単位:百万円)

年度 区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
収入	2,252	2,106	1,806	1,553	1,401
支出	2,176	2,144	2,165	2,043	1,963
差引	76	△ 38	△ 359	△ 490	△ 562

推計の基本的な考え方

推計にあたっては、国における経済情勢や地方財政制度など流動的要素が多いことから、平成15年度の決算額を基本として現段階で想定できる条件を加味し試算しました。

●歳出のうち、人件費については、平成15年度決算額で推移するものと仮定し推計しました。

●歳入のうち、地方税、譲与税、交付金等については、平成15年度決算見込額あるいは16年度予算額（平成16年度以降制度改正が見込まれる場合）を基に推計しました。

●歳入の6割を占める地方交付税等については、「石狩市・厚田村・浜益村合併協議会」で作成した合併するとした場合の財政推計（合併2次）と同じ考え方で推計しました。

・推計にあたっての平成17年度以降の三位一体改革の考え方

現在、国が進めているいわゆる「三位一体改革」は、逼迫した国の財政事情により平成16年度から平成18年度までの3年間で実施されるとものと想定しています。

・地方交付税等の推計

国は、地方の財政規模を抑制し、財政不足額の圧縮を図る方針をもって平成16年度の地方財政対策を講じてきたところである。その結果、本村においては、地方交付税と臨時財政対策債を合わせて約1億3,800万円が減少すると予想しています。

国は、改革期間内において、さらなる地方財政規模の圧縮や税源の移譲などにより財源不足額の縮減を図っていくものと考えられ、臨時財政対策債相当額が平成17年度及び18年度に各々削減されるものとして推計しました。

なお、この推計については国における「三位一体改革」の取り組みや経済動向による変化もあり得ることに留意する必要があります。

「赤字再建団体」とは・・・正式には、「再建準用団体」といいます。

実質収支（歳入総額－歳出総額－翌年度に繰越すべき財源）を標準財政規模で除した数値が△20%を越えると地方債の発行を制限され、実質、建設事業はできないこととなります。

この場合「地方財政再建促進特別措置法」に定める、「財政再建計画」を議会の議決を経て策定し、総務大臣の許可を得て建設事業の地方債を発行することとなります。

これがいわゆる「赤字再建団体」（正式には「再建準用団体」）であります。

再建準用団体になると、予算の編成（補正も含む）、執行が全て国の管理・指導の下に置かれ厳しく制限されることとなります。

「財政再建計画」とは・・・再建準用団体として財政の再建を行おうとする場合に作成する赤字解消年次計画である。

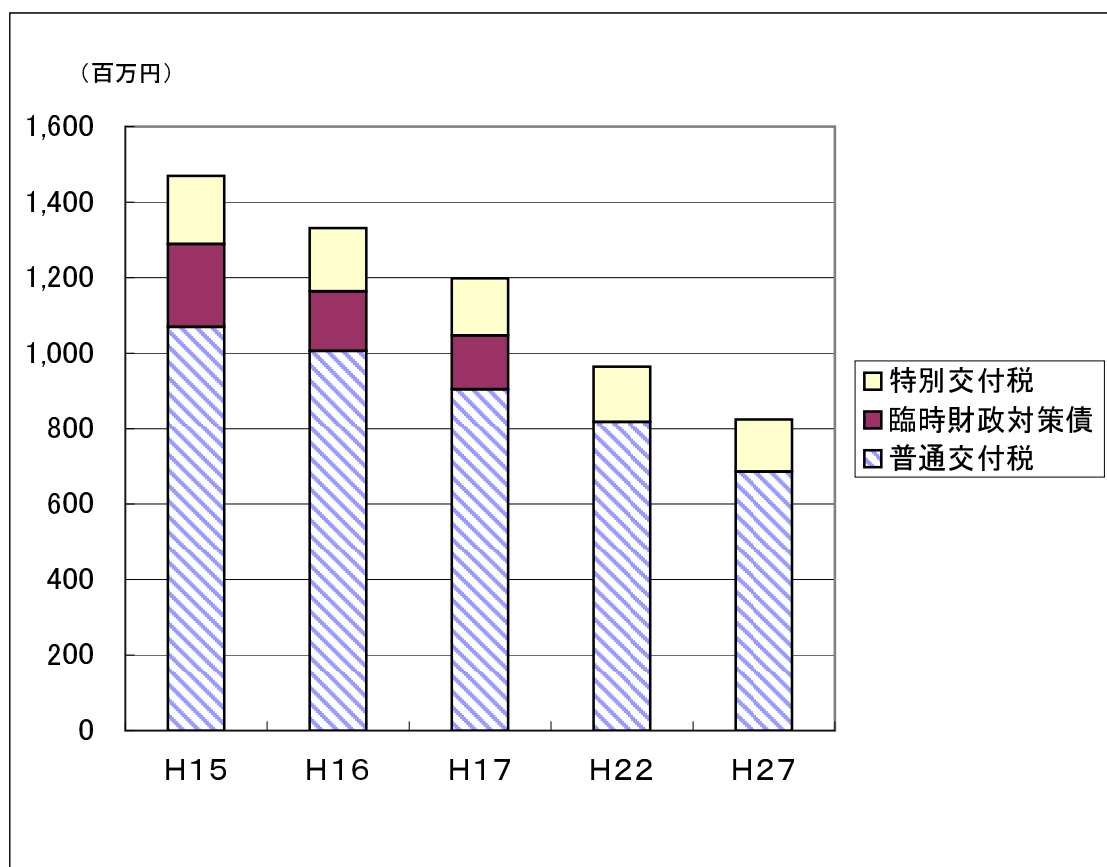
計画は、税や使用料等の自主財源の増収を中心とする歳入の確保対策及び物件費等の管理的経費の節減を中心とする歳出の抑制対策によって、赤字を計画的に解消するとともに、財政構造の改善と財政の健全性を確保することを目的としています。

浜益村では「財政構造改革プログラム」により、すでに財政構造改革に取り組んでいますが、全般に亘り、より厳しい内容での取り組みが迫られることとなります。

地方交付税等の推移・推計

(単位:百万円)

年 度 区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
普通交付税	1,070	1,006	904	817	686
臨時財政対策債	220	149	142	—	—
特別交付税	180	176	152	147	138
合 計	1,470	1,331	1,198	964	824



4 合併しない場合の行財政運営のあり方について

単独で行財政を運営するために最も大きな課題は、財政基盤の強化であり、歳出の削減や歳入財源の確保をいかに図るかが課題になります。

このため、事務事業の徹底した見直しを行うことはもとより行政と村民の役割分担を明確にし、村民ができる部分は自ら実施していくことで、財政負担の軽減を図らなければなりません。

そこで、「浜益村が合併しない場合」の将来の行財政運営と行政サービスのあり方について、さまざまな分野において具体的な「住民負担の増加」や「行政サービスの縮減・廃止」が想定されることがらについて、検討・検証を行いました。

これにより、住民のみなさんの暮らしがどのように変化するのか、みなさんでじっくり検討していただき、合併問題の判断材料の一つにしていただければと思います。

なお、目標年次は、平成22年度としています。

(1) 歳出の抑制

歳出の抑制について分野別に検討を行いました。

① 行財政

(単位:千円)

項 目	取 組 内 容	平成15年度 決算(予算)額	削減額
特別職の給与等の削減	○村長、教育長の給与を15%削減 △ 2,000 ○助役制度の廃止 △ 12,000	33,000	△ 14,000
議会議員の定数及び報酬の削減	議員定数を12名から7名に削減し、報酬を10%削減 定数削減分 △ 17,000 報酬削減分 △ 2,000	40,000	△ 19,000
一般職の職員数・給与の削減	○ 普通会計職員を現在63名から7名削減 △ 47,000 ○ 職員給を10%削減 △ 40,000	422,000	△ 87,000
その他人件費の削減	○ 共済費等の削減 △ 26,000 ○ 消防職員給を10%削減 △ 12,000	257,000	△ 38,000
その他非常勤職員等報酬の削減	○ 行政委員会、各種委員、嘱託職員の報酬を10%削減 △ 1,900 ○ 各種委員会の廃止及び委員数の削減 △ 600	31,200	△ 2,500
連絡員手当の削減	連絡委員手当の削減 50%削減	1,800	△ 900

項 目	取 組 内 容	平成15年度 決算(予算)額	削減額
単独事業の廃止	浜益村活性化推進事業の廃止	200	△ 200
	人材育成研修派遣事業の廃止	100	△ 100
単独事業の縮小	生活バス路線運行回数の見直し	16,000	△ 2,000
補助金等の廃止	納税取扱補助金の廃止	1,000	△ 1,000
	むらこん24の会負担金の廃止	200	△ 200
	北方圏負担金他16件廃止	600	△ 600
補助金等の縮小	浜益村交通安全推進委員会助成金 50%削減	400	△ 200
小	計		△ 165,700

② 産業

項 目	取 組 内 容	平成15年度 決算(予算)額	削減額
単独事業の廃止	担い手支援事業の廃止	800	△ 800
単独事業の縮小	産業振興奨励事業の縮小 50%削減 (ウニ・アワビ・サクラマス放流事業)	2,600	△ 1,300
	林道維持事業 20%削減	2300	△ 460
補助金等の廃止	浜益産米消費拡大事業補助金の廃止	200	△ 200
	浜益村米麦改良協会助成金の廃止	100	△ 100
	林業指導推進事業助成金の廃止	500	△ 500
	和牛生産組合・養豚振興組合助成金の廃止	400	△ 400
補助金等の縮小	農業共済推進事業補助金 45%削減	2,000	△ 900
	商工会助成金 25%削減	6,400	△ 1,600
	観光協会助成金 25%削減	6,700	△ 1,675
	ふるさと祭り助成金 20%削減	1,000	△ 200
小	計		△ 8,135

③ 住民生活・福祉・医療

項 目	取 組 内 容	平成15年度 決算(予算)額	削減額
単独事業の廃止	のぞみ祝金支給事業の廃止	500	△ 500
	歯科医療費助成事業の廃止	900	△ 900
	乳幼児医療費給付事業(1割負担の導入)	200	△ 200
	健康推進員活動事業の廃止	100	△ 100
単独事業の縮小	敬老祝い品事業 50%削減	200	△ 100
補助金等の廃止	自治会連合会助成金の廃止	100	△ 100
	浜益村防犯協会助成金他3件廃止	200	△ 200

項 目	取 組 内 容	平成15年度 決算(予算)額	削減額
補助金等の縮小	敬老会助成金 50%削減	1,200	△ 600
	社会福祉協議会助成金 20%削減	5,300	△ 1,060
	自治会街路灯助成金 20%削減	1,100	△ 220
各地区集会所等の 管理委託の廃止	各地区集会所等の管理を各自治会へ移管	6,700	△ 6,700
小	計		△ 10,680

④ 建設・土木

項 目	取 組 内 容	平成15年度 決算(予算)額	削減額
単独事業の縮小	村道維持事業の縮小 20%削減	4,000	△ 800
	除・排雪事業の縮小 20%削減	50,000	△ 10,000
小	計		△ 10,800

⑤ 教育文化

項 目	取 組 内 容	平成15年度 決算(予算)額	削減額
単独事業の廃止	中学生ハワイ研修派遣事業の廃止	5,200	△ 5,200
	村民スキー場の閉鎖	3,400	△ 3,400
補助金等の廃止	校長会・教頭会補助金の廃止	200	△ 200
	索道協会負担金他5件廃止	500	△ 500
補助金等の縮小	学校教育研究協議会補助金 20%削減	1,300	△ 260
	一校一特色学習補助金 20%削減	300	△ 60
	文化団体連絡協議会補助金 20%削減	400	△ 80
	自治婦人会連絡協議会補助金 20%削減	400	△ 80
	体育協会補助金 20%削減	900	△ 180
	P T A 連合会補助金他2件 20%削減	500	△ 100
小	計		△ 10,060

⑥ その他

項 目	取 組 内 容	平成15年度 決算(予算)額	削減額
物件費の縮小	各公共施設の光熱水費や燃料費、各種委託料、 臨時職員の賃金、職員の旅費、物品の購入等 経費の削減 平成15年度決算見込額の10%削減	210,000	△ 22,000

歳出削減額	合 計		△ 227,375
-------	-----	--	-----------

(2) 歳入の確保

村税のうち住民税については、生産年齢人口の減少等により増収が見込めないことから、固定資産税の税率引き上げや使用料等の見直しによる財源確保について検討しました。

項 目	取 組 内 容	増 額
固定資産税	税率の引上げ 現 行 1.4/100 改 正 1.7/100	12,420 千円
シルバーホーム使用料	シルバーホーム使用料の引上げ 現 行 34,500 円 改 正 45,000 円	645 千円
高齢者生活福祉センター居住部門使用料	居住部門の使用料の引上げ 単 身 夫 婦 現 行 5,000 円 現 行 7,500 円 改 正 8,000 円 改 正 12,000 円	306 千円
配食サービス利用料	利用料の引上げ ご飯付 副食 現 行 350 円 現 行 300 円 改 正 500 円 改 正 450 円	450 千円
除雪サービス利用料	利用料の引上げ 除 雪 排 雪 現 行 5,000 円 現 行 1,000 円 改 正 15,000 円 改 正 3,000 円	230 千円
保育料	保育料の引上げ 現 行 6,500 円 改 正 18,000 円	5,106 千円
温泉 使用料	利用料の引上げ 村 内 大 人 老 人 現 行 350 円 100 円 改 正 500 円 500 円 村 外 大 人 現 行 500 円 改 正 600 円	15,120 千円

項 目	取 組 内 容	増 額
放牧料	放牧料の引上げ 村内牛 18月以上 18月未満 6月未満 現行 180 円 現行 130 円 現行 90 円 改正 250 円 改正 180 円 改正 130 円 <hr/> 村外牛 18月以上 18月未満 6月未満 現行 280 円 現行 230 円 現行 190 円 改正 400 円 改正 300 円 改正 250 円	1,999 千円
乾牧草売払	乾牧草料の引上げ 現 行 8,380 円 改 正 10,000 円	648 千円
駐車場使用料	現行使用料の 20% 引上げ	1,722 千円
各種検診料	検診料の引上げ 胃がん 婦人科 乳房 現 行 500 円 現 行 500 円 現 行 500 円 改 正 2,000 円 改 正 2,000 円 改 正 2,000 円 <hr/> マンモグラフィー 大腸がん 肺がん 現 行 1300 円 現 行 500 円 現 行 500 円 改 正 2,000 円 改 正 2,000 円 改 正 1,000 円 <hr/> 基本診査 ミニドック フッ素塗布 現 行 500 円 現 行 4300 円 現 行 300 円 改 正 2,000 円 改 正 7,000 円 改 正 600 円 <hr/> フッ素塗布 骨粗しょう症 現 行 200 円 現 行 2,000 円 改 正 500 円 改 正 3,000 円	2,724 千円
財産貸付	土地・建物貸付料の引上げ 現行貸付料の 50%値上げ	4,369 千円

項 目	取 組 内 容	増 額
ごみの有料化	事業系ごみ処理料の引上げ	20,500 千円
	事業系ごみ袋 45ℓ 現 行 100 円	
	1枚 改 正 150 円	
	家庭系ごみの有料化	
家庭系ごみ袋 45ℓ 現 行 0 円	改 正 150 円	
		1枚
海浜公園キャンプ場 清掃協力金	テント 1 張り 200円	1,140 千円
歳 入 増 額	合 計	67,379 千円

〈参 考〉

行財政改革の進捗状況

「財政構造改革プログラム」に基づく主な取り組み状況は、次のとおりです。

- ・ 公共料金の値上げ（水道料等） 8, 200 千円
- ・ 旅費日当廃止 Δ 6, 400
- ・ 議会議員の報酬等の削減 Δ 2, 600
- ・ 特別職の給与の削減 Δ 3, 900
- ・ 収入役制度の廃止 Δ 11, 500
- ・ 職員数の削減（退職8名、採用1名） Δ 84, 000
- ・ 職員手当の削減（期末、管理職、時間外手当） . . . Δ 16, 200
- ・ 団体運営補助金の見直し Δ 14, 600
- ・ 庁舎清掃業務等の見直し Δ 11, 900

平成13年3月から平成16年3月までの3ヶ年間で総額約1億5,930万円となっています。

(3) 特別会計について

浜益村では、「簡易水道事業」、「国民健康保険事業」、「国民健康保険診療所」「老人保健」、「介護保険事業」、「介護サービス」、「公共用地先行取得」の7つの特別会計を設けています。

このうち、「老人保健」や「介護保険事業」、「介護サービス事業」、「公共用地先行取得」の特別会計については、基金交付金や国・道支出金、村負担分が一定の基準で設けられていることから、繰出金は削減できない仕組みとなっています。

また、他の特別会計は交付税算入分の繰出金だけでは運営できないことから一般会計から多額の繰出しをしています。

しかし、一般会計からの繰出しも限られることから経費の削減を図るとともに、水道使用料や国民健康保険税の増額を検討する必要があります。

【平成15年度各会計への繰出金額】

(単位:千円)

特別会計の名称	繰出金額
簡易水道事業	12,199
国民健康保険事業	39,657
国民健康保険診療所事業	13,106
老人保健	37,830
介護保険事業	50,448
介護サービス事業	26,254
公共用地先行取得	1,822
計	181,316

① 簡易水道事業会計

平成15年度における一般会計からの繰入金は約1,220万円ですが、現在計画的に事業を進めている配水管敷設替工事や今後、浄水場改修工事を実施した場合平成22年度には約3,100万円、平成27年度には約5,500万円の財源が不足する見込みです。

一般会計から地方交付税算入分を繰入れしたとしても、平成22年度には約900万円、27年度には約2,100万円の財源が不足する見込みです。

これを水道使用料で賄うとした場合どうなるか試算してみます。

(単位：円、千円)

区 分	基本料金(8t)	超過料(1t)	改定率	10t使用した場合	影響額
現 行	1,820円	225円		2,270円	
改 (平成22年度)	2,190円	270円	20.32%	2,730円	9,000 千円
正 (平成27年度)	2,710円	335円	48.68%	3,380円	21,000 千円

② 国民健康保険事業特別会計

平成15年度決算では、一般会計からの繰入金は約1,920万円ですが、地方交付税に約1,520万円算入されており、現在のところ約400万円が不足しています。

これを国民健康保険税で賄うとした場合どうなるか試算してみます。

内 容	影響額
平成15年度国民健康保険加入世帯は600世帯、1世帯当たりの平均保険税額は115,000円です。 不足分の4,000千円を600世帯で賄うとした場合1世帯当たり約6,700円の増額となります。	4,000 千円

③ 国民健康保険診療所特別会計

国民健康保険診療所特別会計は、平成10年度に約8,000万円を一般会計から繰入れを行っていましたが、その後、経費の節減、診療収入の増大により大幅な経営改善が図られています。

しかし、診療所経営の状況は依然として厳しく将来に向かって一層の経営努力が必要となります。

5 10年間の財政推計（単独2次）

（単位：百万円）

区 分	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
		金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
歳 入		2,252	2,106	1,873	1,620	1,468
村税		139	137	150	143	135
地方交付税		1,470	1,331	1,198	964	824
普通交付税		1,070	1,006	904	817	686
臨時財政 対策債		220	149	142	—	—
特別交付税		180	176	152	147	138
国・道支出金		178	172	172	172	172
繰 入 金		103	60	18	—	—
財調 減債		52	10	—	—	—
その他		51	50	18	—	—
地方債		107	136	104	104	104
その他		255	270	231	237	233
歳 出		2,176	2,144	2,037	1,792	1,687
人件費		654	623	628	517	492
物件費		193	202	183	183	183
繰出金		181	202	202	198	195
公債費		463	453	385	259	182
補助費等		272	287	272	260	260
一部事務 組合		213	213	213	201	201
その他		59	74	59	59	59
普通建設 事業費等		283	256	256	256	256
その他		130	121	111	119	119
収 支		76	△ 38	△ 164	△ 172	△ 219

（参考） 村債 残高	普通会計	3,254	3,154	2,898	1,883	1,380
	特別会計	944	1,014	1,042	1,472	797
	合 計	4,198	4,168	3,940	3,355	2,177

（単位：％）

公債費負担比率	24.4	25.2	26.3	21.7	17.5
公債費比率	18.4	18.7	14.1	15.2	13.3
起債制限比率	15.8	16.0	10.8	12.3	10.5

6 収支バランスについて

現行のままの行政サービスを継続した場合の財政見通しや、合併しない場合の行財政運営のあり方の検討結果に基づき、10年後の財政推計を行いました。

現行のサービスを継続するとして推計した場合、平成17年度では約3億6,000万円、平成22年度では約4億9,000万円不足することとなります。

この不足分を解消するため、行財政、産業、住民生活・福祉・医療、教育文化等、各分野ごとの歳出の抑制方策や、使用料など歳入財源の確保、さらには、簡易水道事業、国民健康保険事業特別会計など各特別会計運営のあり方について検討した結果、平成17年度で約1億6,000万円、22年度では約1億7,000万円の財源が不足することとなります。

平成22年度を目標年次とする「浜益村が合併しないとしたら」の検討結果では、10年後、15年後も地方交付税は減少傾向で推移することから、自主財源に乏しい本村は、その影響を受け慢性的な歳入不足が生じることとなります。

この不足分を解消するには、行政と村民の協働による新たな方策を見い出さなければなりません。

仮に、平成22年度の不足分1億7,000万円を、20歳以上の村民約1,700人が何らかの形で均等に負担するとした場合、1人当たり、約100,000円（年間）となります。この状態は将来にわたって続くものと想定されます。

(単位:百万円)

年度 区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
収 入	2,252	2,106	1,873	1,620	1,468
支 出	2,176	2,144	2,037	1,792	1,687
差 引	76	△ 38	△ 164	△ 172	△ 219

7 懸案事項について

浜益村の懸案事項は次のとおりとなっています。

- ・ 斎場建設
- ・ 簡易水道浄水場ろ過装置改修
- ・ 合併処理浄化槽設置
- ・ 浜益中学校改築
- ・ 林業研修センター等各地区会館の改修
- ・ 学校給食センター改築
- ・ 特別養護老人ホーム増築
- ・ 公営住宅建設
- ・ 水槽付ポンプ消防自動車

これらの事業は、地域住民から強い要望があり、住民福祉の向上を図る観点からも早期に整備を図る必要があります。

しかし、今後も続く厳しい財政状況の中では、その実現の可能性は非常に困難であると考えられます。

おわりに

おわりにあたって、

市町村合併を推進する国の政策に対して全国市町村の対応は様々なものがあります。市町村合併問題にどう対応すればいいのか、私たちはかつて経験したことのない村の将来を決定する重要な判断が、今求められています。

私たちが将来、子や孫にどのような地域を残していくべきか、あらゆる角度から検討・検証しなければなりません。

合併しないとしたら、これまで検討した、行政サービスや負担の見直しのみにとどまらず、地方分権にふさわしい自己責任・自己決定に基づく新しい自治体経営・住民自治の理念を確立し、さらに、各層の後継者の育成や地域内経済力・労働力の活用などをはじめとした地域の活性化策を村民と行政の協働のもとに真剣に検討・実践する必要があります。

そのうえに立って、互いに助け合いの精神をもち、村民一丸となって住みよい地域づくりに弛まぬ努力が続けられたとき、自立の展望が開かれてくるものと思います。

合併問題については、将来に禍根を残さないために、今、十分な話しあいをする必要があります。

村民の皆さんのご意見など、是非お聞かせいただきたいと思います。

浜益村財政推計検討会議開催状況

平成14年11月26日	第1回	会議
平成15年5月13日	第2回	会議
平成15年11月12日	第3回	会議
平成15年11月26日	第4回	会議
平成15年12月24日	第5回	会議
平成16年4月22日	第6回	会議
平成16年6月17日	第7回	会議
平成16年7月13日	第8回	会議
平成16年7月23日	第9回	会議
平成16年7月29日	第10回	会議

財政推計検討会議構成員

【浜益村議会】

副議長	佐々木友治
総務文教常任委員長	蜂谷三雄
産業厚生常任委員長	横山武
産業厚生常任副委員長	越智正男
産業厚生常任委員	神田一昭

【浜益村】

総務企画課長	加藤美幸
財務課長	加宮田勉
総務企画課参事	赤間聖司
議会事務局長	芦澤肇
財務課課長補佐	木村新吾
総務企画課主幹	尾崎巧

「浜益村が石狩市・厚田村と合併することの可否に関する住民投票」

投票日は **11月7日(日)**

住民説明会日程表

区分	日時		地区	会場	備考
第1巡	9月9日(木)	14:00~16:00	床丹	床丹会館	①
	9月9日(木)	18:00~20:00	送毛	送毛会館	①
	9月10日(金)	19:00~21:00	柏木	基幹集落センター	①
	9月13日(月)	18:00~20:00	川下	林業研修センター	①
	9月14日(火)	18:00~20:00	千代志別・雄冬	千代志別会館	①
	9月16日(木)	18:00~20:00	浜益	きらり	①
	9月17日(金)	18:00~20:00	毘砂別	毘砂別生活館	①
	9月22日(水)	19:00~21:00	幌	幌生活館	①
第2巡	9月28日(火)	18:00~20:00	川下	林業研修センター	②
	9月29日(水)	19:00~21:00	柏木	基幹集落センター	②
	10月1日(金)	18:00~20:00	毘砂別	毘砂別生活館	②
	10月4日(月)	18:00~20:00	群別	群別自治会館	①
	10月5日(火)	18:00~20:00	浜益	きらり	②
	10月6日(水)	19:00~21:00	幌	幌生活館	②
	10月9日(土)	18:00~20:00	濃昼	生活改善センター	①
第3巡	10月13日(水)	14:00~16:00	床丹	床丹会館	②
	10月13日(水)	18:00~20:00	送毛	送毛会館	②
	10月14日(木)	18:00~20:00	川下	林業研修センター	③
	10月15日(金)	19:00~21:00	柏木	基幹集落センター	③
	10月18日(月)	18:00~20:00	実田・御料地	実田会館	①
	10月19日(火)	18:00~20:00	毘砂別	毘砂別生活館	③
	10月20日(水)	18:00~20:00	浜益	きらり	③
	10月21日(木)	18:00~20:00	千代志別・雄冬	千代志別会館	②
	10月22日(金)	19:00~21:00	幌	幌生活館	③
11月2日(火)			住民投票～告示		
11月7日(日)			住民投票～投票・開票日		

※群別、実田・御料地、濃昼地区は、各1巡。
 床丹、千代志別・雄冬、送毛地区は、各2巡。
 浜益、幌、川下、柏木、毘砂別地区は、各3巡。

注：住民説明会へは次の資料を忘れずにお持ちください。

- ①合併まちづくりプラン概要版～「あいの風おこし石狩の国づくり」
- ②「合併するとした場合の姿」～最終報告
- ③私たちの暮らし～浜益村が合併しないとしたら～
- ④私たちの暮らし～「合併する場合」・「合併しない場合」の比較